

## 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

### ◎ 評価機関

名 称	(福)静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	19年10月4日~19年12月19日
評価調査者番号	①H16-a003
	②H16-b003
	③

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 螢ヶ丘保育園	種別：保育所
代表者氏名： (管理者) 磯田 なつえ	開設年月日 昭和44年4月1日
設置主体：社会福祉法人 夢殿会 経営主体：社会福祉法人 夢殿会	定員 90人 (利用人数) 98人
所在地：〒421-1201 静岡市葵区新聞228-5	
連絡先電話番号： 054-278-7355	FAX番号 054-277-0811
ホームページアドレス	<a href="http://www3.ocn.ne.jp/~sizhoiku/itiran/in_itira.htm">http://www3.ocn.ne.jp/~sizhoiku/itiran/in_itira.htm</a>

#### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
乳児保育 延長保育 産休明け保育 一時保育事業 保育所体験特別事業 地域子育て支援事業	入園式、親子遠足、七夕祭り、ほたる祭り、運動会、遠足、お年よりと交流、いもほり、七五三、発表会、クリスマス会、どんど焼き、もちつき、まめまき、作品展、おわかれ遠足、ひなまつり、おわかれ会、卒園式など		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室6 (各年齢1つ)	遊戯室、シャワー足洗場、調理室、休養室、事務室、小動物飼育小屋、プール、ほたるのおうち (図書コーナー、相談室)、野外ステージ、乳児遊び場、園庭、砂場、総合遊具		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	事務員 (調理員兼務)	1
主任	1	調理員パート	1
保育士	10	栄養士・調理員	1
保育士パート	4	嘱託医	2

## 2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

### ◆ 特に評価の高い点

設立当初からの理念をもとに、時代に応じた理念、基本方針に改定し保育所の使命、役割を反映しています。管理者は質の向上に意欲をもち、職員が事業運営等に参画できる仕組みをつくり、業務の効率化、改善に向けて取り組んでいます。

現状の課題等を整理し、中長期プランを作成し、プランに基づき事業計画を職員参画の下策定しています。

安全を確保するため、各種マニュアルを整備し、職員へ周知徹底し1年に1度見直しを行っています。

地域の小学校や民生児童委員等と積極的に交流を行い、関係機関等との連携や話し合う機会を持ち具体的な課題や事例検討等を行っています。

園では通年園庭開放を行い、育児相談や子育て支援を実施し地域に開かれた取り組みを行っています。

利用者満足の向上に向けて、アンケートの実施や懇談会等を実施し意向を把握し改善に向けて取り組んでいます。

花や野菜等の栽培や自由な表現活動に配慮し、週に1度の体操教室を実施するなど取り組んでいます。また、子ども一人ひとりの指導計画を作成し、子どもの状況に応じた決め細やかな保育を実践しています。

### ◆ 特に改善を求められる点

職員の質の向上に向けて取り組んでいますが、さらに職員1人ひとりに求められる、技量や知識等の分析を実施し明確にし、個別の研修計画を作成することが期待されます。

園長の下職員が一丸となり、細やかなサービスを提供していますが、さらに実習生やボランティア受け入れ等の受け入れ意義や目的等の基本方針を明示することや、相談援助の困難な場合の対応方法の明示等が求められます。

保護者からは、開所時間の延長や土曜保育の受け入れ体制についての改善を望む声が多くあります。今後の検討が期待されます。

## 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

「人生は人を求める旅」とは法人の設立者の遺した言葉です。職員の新旧交代期に直面し近年最も心を砕いてきたところですが、大切な人材、そして人材を育成するところがまだまだ課題です。

「子どもにとってどうだろう？」を、判断の基準に取り組んできた保育サービスについては、それなりの評価を得られたと思いますが、あくまでも起点であり、今後は質を高めるためになお一層の努力をしなければなりません。受審への取り組みにより、職員の意識にも変化が見えてきたと感じられます。

保護者の要望にも「子どもの最善の利益」を基本に可能な限り応えてまいりましたが、開所時間延長や土曜保育について、今後も懇談などを通して一緒に考え、双方納得のいく方向で取り組みたいと考えます。

#### 4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 理念を明文化し、理念に基づく基本方針を明文化している。</li> <li>* 理念や基本方針を年度初めに職員で話し合い、内容の周知確認をしている。</li> <li>* 保護者へは入園時保育のしおりを配布し、地域へは会議等で説明しているが、継続的な周知や周知確認は十分でない。</li> </ul>
<p>2 計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 現状や課題等を整理し、中長期プランを作成し、そのプランに基づき事業計画を策定しているが、中長期プランについては現場職員の意見の反映が十分でない。</li> <li>* 計画について、職員には経営書を配布し、会議等で話し合い、保護者等へは入園時やお便り等で知らせている。</li> </ul>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 管理者の役割を明示し、職員へ表明し、理解されるよう取り組んでいる。</li> <li>* 質の向上に意欲を持ち、事業について職員が参画する仕組みをつくるなど、業務の効率化や改善に向けたとりくみに指導力を発揮している。</li> <li>* 遵守すべき法令等について、情報収集を行い職員に周知しているが、業務と関連付けたリストの作成等には至っていない。</li> </ul>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 年度ごとに経営状況を分析し、改善すべき課題を明示している。</li> <li>* 事業経営を取り巻く環境を的確に把握したり、地域の特徴等つかんでいるが、具体的な数値等の収集までは行っていない。</li> <li>* 外部監査を検討したことはあるが、実施していない。</li> </ul>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 職制・職務分掌を明確にし、職員が理解できるよう会議等で説明している。</li> <li>* 職員に対する福利厚生事業を積極的に行っている。</li> <li>* 必要な人材に関するプランはあるが、明示は十分でなく、人材確保が難しいこともありプランどおりの人員配置は十分でない。</li> <li>* 人事考課は実施していない。</li> <li>* 職種別の研修について方針を立て、職員一人ひとりの研修履歴を明示し、計画を作成しているが、求められる知識や技術等についての分析は十分でない。</li> <li>* 実習生の受け入れについて、意義や目的を、職員や保護者等へ周知しているが、マニュアルへの明示は十分でない。</li> </ul>
<p>3 安全管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 緊急時の対応など利用者の安全確保のための体制を整備し、事故や災害、衛生管理、食中毒の発生時、感染症発生時、事故、不審者侵入対策等についてのマニュアルを整備し、年に1度の見直しを行い、全職員へ周知している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防災訓練や不審者侵入対策訓練等を定期的に行っている。</li> </ul>
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 小学生と園児の交流や小学校と園の先生が話し合う機会を設けている。</li> <li>* 地域の行事に園から出向いたり、園庭開放を通年行い、育児相談、子育て支援、地域への備品貸し出し等を行い、事業所が有する機能を地域へ還元している。</li> <li>* ボランティア受け入れ手順があり、連絡先等整理しているが、受け入れ意義や目的等の明示は十分でない。</li> <li>* 必要な社会資源の機能や連絡先を明確にし、職員間で情報を共有している。</li> <li>* 関係機関と地区社協の会議等で定期的に連携する機会を持ち、具体的な事例や課題について検討している。</li> <li>* 保健師等と連携をとり、子育て支援事業等を通して、地域の福祉ニーズを把握し、一時保育や育児相談、子育てサークルの支援等ニーズに基づく事業・活動を実施している。</li> </ul>
評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 子ども一人ひとりを受容しようと努め、指導計画や児童票に基づき保育を実践している。</li> <li>* 子どもや保護者等を尊重したサービス提供に努め、会議や研修等で繰り返し理解を深めるよう取り組んでいる。</li> <li>* 保護者アンケートの実施や、懇談会、個人面談、保育参加等を実施し、保護者等から意見を聞いたり、共通理解を得るよう取り組んでいる。</li> <li>* 子どもの嗜好の把握に努め、献立へ反映したり、家庭への食事に対する情報提供を行っている。</li> <li>* 苦情解決の仕組みを整備し、意見等に対して迅速に対応している。</li> <li>* 相談援助の困難な場合について、ある程度の対応方法はあるが、文書化していない。</li> </ul>
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 保育サービスの標準的な実施方法を定め、定期的に見直しを行い、保育実施に活かしている。</li> <li>* 子どもが落ち着けたり、快適に過ごせるよう生活環境を整備している。</li> <li>* 子どもの様々な発達の特性を考慮した保育内容を展開している。</li> <li>* アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、除去食、代替食を提供している。</li> <li>* 保育の記録を細かく整備し、会議や打ち合わせ等で情報を共有し取り組んでいる。</li> <li>* 保育サービス等について自己評価を行い、評価結果に基づき課題を明確にし、改善に取り組んでいるが、改善計画の策定は十分でない。</li> </ul>

<p>3 サービスの開始、 継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ホームページの掲載や、近隣施設等へ保育園の案内や行事等のお知らせをするなど、情報を提供している。</li> <li>* 入園時には、入園のしおりに基づき説明し、同意を得ている。</li> <li>* 転園や家庭への移行にあたり、継続支援をしているが、手順や引継ぎ文書は定めていない。</li> </ul>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 定められた様式に、手順に従いアセスメントを実施し、子ども一人ひとりの課題を明示し、課題に対する支援方法を関係職員の連携のもとに指導計画を作成し、具体的な支援方法を明示している。</li> <li>* 指導計画の評価を定期的に行い、その結果を次の計画に反映している。</li> </ul>

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（a、b、c）で評価細目ごとに表す。  
 なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

## 5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	B

#### I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	A
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	B
②	計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	A

#### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

## II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行なわれている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	B
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

## II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
②	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A
③	事業所が有する機能を地域に還元している。	A
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行なわれている。	A
③	虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
④	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
⑤	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
⑦	排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A



Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	A
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行なっている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行なっている。	B
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	A
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者等の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A

③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行なっている。	A
⑦	指導計画の評価を定期的に行ない、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	A
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	A
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	A